

System Answer G2 ライセンス使用約款

System Answer G2 製品をご利用の前に下記の「ライセンス使用約款」（以下「本約款」という）を必ずお読みください。

ご利用を開始された場合には、本約款に同意されたものとさせていただきます。

第1章 System Answer G2 / System Answer G2 Appliance

第1条（使用権の許諾）本約款をお客様が遵守することを条件に、アイピーシーはお客様に対し、System Answer G2 ライセンス証書に記載のソフトウェア（以下「対象ソフトウェア」という。）に関する非独占的使用権を許諾します。対象ソフトウェアに関する著作権および特許権等の一切の権利は、アイピーシーに帰属します。

第2条（禁止事項）

1. 対象ソフトウェアの変更、追加、削除その他の改変
2. 逆アセンブラ、逆コンパイル等、ソフトウェアを解析のためのリバースエンジニアリング
3. 有償無償に関わらず、アイピーシーの事前の了解なしに第三者に対して譲渡、再配布、使用許諾、レンタル、リース
4. Virtual Appliance に対して、アイピーシーが指定する以外の設定及び改造行為

第3条（ソフトウェアサポート）

1. ソフトウェア&テンプレートバージョンアップサービス
 - (1) バージョンアップが発生した際に、アイピーシーからバージョンアップサービスの提供を受ける事ができます。
 - (2) テンプレートの追加を依頼し、アイピーシーからその提供を受ける事ができるものとします。テンプレートの追加時には、MIB ファイルのご提供ならびに対象機材のお貸出しをお客様にご依頼させていただきます。ただし、Enterprise Ware および Virtual Appliance は、「テンプレート追加」を購入時に限り本サービスを受ける事ができます。
2. 技術サポート
 - (1) 電話、E-Mail による System Answer G2 についての問合せ
受付時間：9:00～12:00 および 13:00～17:00
(土・日・祝祭日、年末年始、弊社が定める休日を除く)
 - (2) 前号のお問合せ先は System Answer G2 ライセンス証書で通知するものとします。
 - (3) 24 時間 365 日サポート
(24 時間 365 日サポートを購入されたお客様)
(LOG オプションおよび QLA オプションの技術サポートについては、24 時間 365 日サポートの対象外となります。)
- ① 電話による System Answer G2 についての問合せ
受付時間：平日 17:00～09:00、休日等 24 時間
- ② 24 時間 365 日サポートの問合せ先は技術サポートとは異なる専用電話回線とします。
- ③ 製品マニュアル内での対応を基本とします。ただし内容により対応が困難な場合は、必要情報の提供を依頼し、回答は翌営業日以降の対応とします。
- ④ ソフトウェアならびにアプライアンス機器の調査を要する場合は、技術サポートの時間内での対応とします。
- ⑤ 24 時間 365 日サポートはアイピーシーと委託契約を結んだ会社での対応とします。

第4条（アイピーシーからの連絡）

以下の各項に定める事項を目的とする場合、アイピーシーはお客様に直接連絡することができるものとします。

- (1) お客様もしくは第三者から依頼された技術サポート対応
- (2) 製品満足度の調査
- (3) 製品の改善や新サービスの開発に役立てるための製品活用状況の把握
- (4) 監視動作が停止することを防止するためのライセンス更新の確認
- (5) アイピーシーの製品やサービスの紹介のための電子メールや郵便による資料の提供

第5条（責任の免除）

以下の各項に定める事項はアイピーシーの責任の範囲外とし、アイピーシーは何らの対応をとることも要しないものとします。

- (1) お客様もしくは第三者の故意、過失または不適切な使用に起因する対象ソフトウェアの不具合
- (2) その時点での最新版で且つ改変が加えられていない対象ソフトウェアを使用していれば不具合が避けられたにもかかわらず、それ以外のものを使用したことに基づく不具合
- (3) 電氣的ノイズ、ネットワークの障害、その他外的要因で生じた対象ソフトウェアの不具合
- (4) 天災地変等その他不可抗力に基づく対象ソフトウェアの不具合
- (5) System Answer G2 以外のものの操作方法や技術的事項に関する質問に対する回答、またはそれらに起因する不具合の切り分けと対処
- (6) 製品マニュアルに記載された使用方法以外の使用方法に起因する不具合
- (7) Hypervisor に起因する、対象ソフトウェアに対する不具合
- (8) Hypervisor に起因する Virtual Appliance 稼働のリソース不足による不具合
- (9) 監視データの復元または修復
- (10) その他、本約款に定めのない事項

第6条（契約期間）

1. 本約款の有効期間は、System Answer G2 ライセンス証書の記載にある使用許諾期間と致します（但し、第8条（責任の制限）、第9条（秘密保持）および第15条（合意管轄）は上記期間制限に服しないものとします）。お客様は、これらの使用許諾期間途中での解約は行えないものとします。
2. 契約の更新なくして契約期間を経過した場合、お客様が本約款の条項の1つにでも違反した場合、およびお客様が以下のいずれかの事由に該当する場合、アイピーシーは本約款を何らの催告なくして即時解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 重大な過失または背信行為があったとき
3. 本約款が解除された場合、お客様は、対象ソフトウェア、ドキュメントおよびそれらの一切の複製物を破棄し、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去するものとし、対象ソフトウェアの使用を継続してはなりません。
4. 本約款の解除に伴って対象ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様および第三者が被った損害等について、アイピーシーは一切責任を負いません。

第7条（第三者ソフトウェアの使用）

対象ソフトウェアには第三者が権利を有するソフトウェアが使用されています。対象ソフトウェアに付属されるドキュメントを確認し、お客様は各ソフトウェアに適用されるライセンス条件を遵守する責任を負います。

第8条（責任の制限）

対象ソフトウェアの利用に基づいてお客様に発生した一切の直接・間接の損害および危険は、お客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

第2章 System Answer G2 LOG オプション (LOG オプションを購入されたお客様対象)

第9条 (LOG オプション使用権の許諾)

本約款をお客様が遵守することを条件に、アイビーシーはお客様に対し、System Answer G2 のライセンス証書(以下「ライセンス証書」という)に記載のLOG オプションに関する非独占的使用権を許諾します。LOG オプションに関する著作権および特許権等の一切の権利は、開発元に帰属します。

お客様は事前の書面による承諾なく、次の事項に定めることを行ってはいならないものとします。

- (1) バックアップ目的以外での複製
- (2) 第三者へのベンチマークテスト結果の開示

第10条 (第三者ソフトウェアの使用)

LOG オプションには、第三者が権利を有するソフトウェアが使用されています。LOG オプションを収めたメディア内を確認し、お客様は各ソフトウェアに適用されるライセンス条件を遵守する責任を負います。

第3章 System Answer G2 Quality Analyzer オプション (QLA オプションを購入されたお客様対象)

第11条 (QLA オプション使用権の許諾)

本約款をお客様が遵守することを条件に、アイビーシーはお客様に対し、ライセンス証書に記載のQLA オプションに関する非独占的使用権を許諾します。QLA オプションに関する著作権および特許権等の一切の権利は、開発元に帰属します。

第12条 (保証の範囲)

1. アイビーシーは、QLA オプションにおいて、プログラム・プロダクトとマニュアルとの不一致(ただし、プログラム・プロダクトに関するバグなどの不具合は除く)、またはQLA オプションの記録媒体等に物理的な欠損等があった旨お客様より通知していただいた場合、お客様がQLA オプションをご購入いただいた日から60日間に限り、無償で当該マニュアルとの不一致の修正もしくは修正情報の提供、または物理的欠損と良品の交換を行うものとします。
2. QLA オプションにつき、アイビーシーまたは開発元の責に帰すべき事由によるマニュアルとの不一致または記録媒体等の物理的欠損に起因してお客様に損害を与えた場合には、アイビーシー、開発元並びにお客様によるその損害等についての協議のうえ、QLA オプションの代金を限度として、アイビーシーまたは開発元は賠償責任を負うものとします。ただし、アイビーシーまたは開発元の責に帰することができない事由から生じた損害、アイビーシーまたは開発元の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本項に基づき責任を負う期間は、前項と同じとします。
3. QLA オプションにつき、第三者から知的財産権を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という)がなされ、お客様からアイビーシーへの処理の要請とともに、権限の委任があった場合、アイビーシーまたは開発元は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、アイビーシーまたは開発元は、当該第三者に対する損害賠償責任を含む紛争処理費用を負担するものとします。
4. お客様がQLA オプションを他のソフトウェアと組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様のアイビーシーに対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争がお客様の責に帰すべき事由により生じたものである場合には、アイビーシーまたは開発元は前項の責任を負担しないものとします。
5. アイビーシーまたは開発元は、本条第1項から3項に基づき負担する責任以外の、QLA オプションの使用または使用不能から生じるいかなる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとする)に関しても一切責任を負いません。なお、アイビーシーまたは開発元が予見できる損害も同様とします。
6. お客様は、QLA オプションをライセンス証書に記載されている有効期限まで使用することができます。なお、お客様は、ライセンス

契約を更新し、アイビーシーから発行する更新用のライセンスキーを入力することによって、QLA オプションを継続して使用することができます。

7. QLA オプションのプログラムアップデートのバージョンアップは、QLA オプションが保存したデータを引き継ぐことはできません。機能追加のレベルアップは、QLA オプションが保存したデータを引き継ぐことはできません。

第13条 (第三者ソフトウェアの使用)

QLA オプションには、第三者が権利を有するソフトウェアが使用されています。QLA オプションを収めたメディア内を確認し、お客様は各ソフトウェアに適用されるライセンス条件を遵守する責任を負います。

第4章 一般条項

第14条 (秘密保持)

本約款の契約期間の如何を問わず、お客様は、対象ソフトウェアおよびオプションに関連してアイビーシーより開示を受けた業務上、営業上または技術上の全ての情報について秘密を保持するものとし、アイビーシーの書面による事前同意なしにこれらを第三者に開示、又は利用させてはならないものとします。

第15条 (合意管轄)

本約款に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。